

総務建設常任委員会

平成21年12月10日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
2. 議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
3. 議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）
4. 議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
5. 議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
6. 請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員長	倉知敏美	副委員長	土田進
委員	田中一成	委員	柘植満
委員	酒井廣治	委員	吉田正輝
委員	宇野昌康		

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 齊木一三

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
建設部長兼 都市整備課長	近藤定昭	総務部長兼 政策推進課長	近藤則義
総務部参事兼 農業公園構想 推進室長	杉本勝広	会計管理者	星野健一
建設農政課長	鵜飼嗣孝	行政課長	掛布賢治
税務課長	河合俊英	監査委員 事務局長	近藤勝重
行政課長補佐	丹羽武弘	政策推進 課長補佐	社本寛

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 小島 幹久 議会議務局長 佐藤 幹広
次

(午前 9時30分 開会)

○委員長（倉知敏美君） それでは皆様、改めましておはようございます。

年のたつのは早いもので、もうことしもあと20日余りとなってしまいました。何となく慌ただしさを増す中でございますが、そんな中で、きょうは委員の皆様、そして町長さん、副町長さんを初め関係職員の皆様方には、何かと御多用の中、定刻御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから総務建設常任委員会を開きます。

なお、齊木委員の方から欠席届が出ておりますので、御報告を申し上げます。

当委員会には、去る12月4日の本会議におきまして、5議案と1請願の付託を受けました。数は少ないですが、少数精鋭主義といいますか、本町にとりまして大変重要な案件でございます。どうぞ皆様、慎重なる審査をいただきまして、的確なる御判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

森町長。

○町長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

12月2日、12月定例会で大森副町長の人事案件につきまして議会の同意をいただき、ありがとうございました。昨日、正・副議長さんの御出席もいただき、大森副町長に辞令の交付をさせていただきました。今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、今も委員長さんからお話がありましたが、12月4日の本会議において、当総務建設常任委員会に付託をされました5議案、請願1件について御審査をいただくわけであります。また、協議会で御報告させていただく案件もありますので、よろしくお願いをしましてあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（倉知敏美君） ありがとうございます。

ここで、大森副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

大森副町長。

○副町長（大森 滋君） 改めましておはようございます。

ただいま町長のごあいさつにもありましたように、12月2日の本会議におきまして、皆様の御理解をいただき、副町長の選任同意をいただいたものであります。昨日、議長、副議長の出席をいただきまして辞令の交付を受けました。

平成25年12月8日までの4年間、副町長を務めるわけでございますが、何とぞ御指導をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

また、当面、地域協働部長の事務取扱ということで兼務をさせていただきますので、この点もよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○委員長（倉知敏美君） ありがとうございます。

大森副町長の御活躍、大いに御期待申し上げております。

それでは早速ですが、付託を受けております5議案と1請願の審査に入りたいと思います。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。審査の順番についてですが、請願から始めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、請願から審査を始めます。

次に、請願者から、請願の趣旨について意見陳述の要望を受けております。委員長としては、この要望を認めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、意見陳述を認めることにいたします。

それでは、最初に請願者の方に意見陳述をお願いしまして、その後に田中委員から紹介議員としてのコメントを求めたいと思います。

尾北民主商工会の岡田みずえさん、どうぞ。

○請願意見陳述者（岡田みずえ君） おはようございます。

私は、尾北民商婦人部の岡田といいます。委員会という貴重な時間で意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございました。

所得税法第56条は、御承知のとおり家族従業者への給料の支払いを認めていません。これにより、私たち業者婦人は、どんなに働いても、その働き分が賃金として正当に認められず、さまざまな経済的、社会的不利益を受けています。交通事故に遭っても、その補償日額は、主婦が5,700円に対して家族従業者は2,300円と半分以下になってしまいます。これは、8時間労働で換算すると自給287円にしかならず、最低賃金のわずか40%という実態です。

また、所得が事業主に合算されてしまうために、所得証明がとれず、保育園の入園時に民生委員の資料が必要になる地域もあると聞いています。

私たち業者婦人も、一人の人格を持った人間です。ですから、夫とともに朝から晩まで働けば、その対価を賃金としてもらうことは当然ですし、それを事業主は経費として控除し、私たち働いた家族は一人の納税者、国民として納税する、現在では当たり前のことではないでしょうか。この原則に青色だとか白色だとか、関係あるのでしょうか。

白色は、記帳資料の保存が不十分だから税逃れをしやすいということであれば、1984年から白色申告者でも記帳と記録の保存義務が課せられ、税務署に対しても収支計算書や支払った給料の内容を含む収支内訳書の提出が義務づけられています。もし青色申告の方が詳しい記帳義務があるということで特典を与える必要があるのであれば、現在でも最高65万円まで控除できる青色申告特別控除などが

あるわけで、人の給料など税法上の人格にかかわることで差をつけるべきではないのではないのでしょうか。

青色にすればいいといいますが、税法上、白色、青色、どちらを選択するかは自由です。給料を決めてほしければ青色にしろというのは、給料を取るなら青色を選択する以外はなく、事実上選択の余地がなくなってしまう。これは余りにも横暴ではないのでしょうか。

現在、所得税法第56条により、働き分を正當に認められない家族専従者の81%が私たち女性の配偶者で占められています。こうした見地から、私たちは家族専従者の人格と尊厳を守る問題として、長年56条廃止を要求してきました。

男女共同参画社会基本法では、「男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題」と述べ、「あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を図ることが重要」と述べています。

所得税法第56条により、私たち女性配偶者の働き分が夫に合算されてしまうようなことで、どうして男女共同参画社会を推進していけるのでしょうか。私たち女性家族専従者は、夫の事業をともに営みながら、家事や育児、介護などでくたくたになるまで働いています。今の世の中では、家事や育児、介護なども、その働き分は正當な評価がされません。だから、せめて実際に事業の中で支払われた賃金については、給与として認めてほしいと思うのは当然ではないのでしょうか。

現在、この所得税法第56条廃止の意見書を上げた地方議会は130議会に広がり、多くの議会で理解が広がっています。ぜひこの大口町議会でも請願を採択し、国に意見書を上げることを願って、私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

○委員長（倉知敏美君） はい、ありがとうございました。

それでは、紹介者 田中委員さん、コメントをお願いいたします。

○委員（田中一成君） 私も十分によく承知してない面もあるんですけども、今、御説明がありましたことは一々もつとでも、そこに疑問を持つ余地は私は一つもないと思うわけであります。

白色と青色、青色を選べば何も問題はないじゃないかということについても、今御説明があったと思うんです。納税者がどちらを選択するということは、納税者の選択権が認められているわけでありますので、とりわけ保育園に入る際にも所得証明がとれないと、一々民生委員さんに証明をしていただかなければならないというような状況は、人権的にも余りにもひどいなあと。一生懸命働いているわけですので、その方が事実上受け取っている所得について証明がいただけないということは、ひどい状況だなというふうに思いますし、私も男女平等や男女共同参画という面でいいますと、日本の社会はまだまだそこに行き着いていないということを常々感じておりますし、今度一般質問でも、保育園の問題と関連して、子供の権利憲章や、あるいは男女差別撤廃条約、そういう基本的な精神がまだまだ日本の風土の中に定着していないという問題等についても、また取り上げさせていただく予定で

ありますけれども、いずれにしても今度の大口町議会にこの意見書提出を求める請願が提出されたのは2回目であります。我々議会がこの請願を採択することによって、何ら大口町が不利益を受けるということは一切ないというふうに思います。

住民の皆さんの切実な要求でありますし、その道理にもかなっているというふうに思いますので、ぜひ議員同志の皆さんが採択に賛成をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

議員の皆さんで、まだ十分わからんなあということがあれば、いっぱい陳情している皆さんもおられますので、率直に質問をいただいて、お答えをいただくような質疑応答、請願者の間で活発にやっていたらいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（倉知敏美君） はい、わかりました。

それでは、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書について、御意見を伺いたいと思います。

何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 土田委員。

○副委員長（土田 進君） 所得税法第56条について、請願趣旨に述べられているとおり、居住者と生計を一にする親族間では経理処理を認めないというものであります。しかしながら、家業に従事するため、給与の支払いが認められないという不合理性を解消するため、所得税法第57条において、適正な給与支払いによるものは青色申告により認められております。

この法の趣旨は、白色申告ではなく、適正な給与支払いか否かの判断もつけがたく、記帳義務のある青色申告なら不正防止が可能であるとの考え方からこのような制度になっていると思います。

よって、57条の青色専従を適用されれば家族従事者が不平等とはいえ、所得税法56条の規定は合理的と認められ、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願に反対するものであります。以上です。

○委員長（倉知敏美君） そのほか何かございませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 今の御意見に請願者の陳述を、もし許していただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（倉知敏美君） 御意見ですが、そこまでちょっと認めておりませんので、御了承いただきます。

○委員（田中一成君） ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（倉知敏美君） 暫時休憩します。

(午前 9時44分)

○委員長（倉知敏美君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午前 9時48分)

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 白色だから一人ひとりの家族従事者の賃金を認めないというのは、人間一人ひとりの労働、働いていることに対する所得、これを個人として認めないというのは、白色だから認めない、青だから認めるということはおかしいというふうに思うんですね。

今、御説明がありましたように、白色も既に収支内訳書などをつけて記帳をきちんとやるという努力が昔と違ってやられているということでありまして、働いているという実態からすれば、それぞれの家族従事者の皆さんの所得が当然あってしかるべきだし、それを認めて当然だというふうに私は思います。白色だから、個人としての所得を認めないというのは、それは人権を軽く見たやり方ではないかというふうに思います。

そういう意味で、男女差別の問題だけじゃなくて、家族従事者は子供さんも家族従事者になる場合がありますし、奥さんも家族従事者になる場合があるわけですが、その子供さんが所得が認められないというのは、そこに合理性は既がないと思うんですね、私は。なぜ家族従事者の所得を認めないのか。これは人権上、白色であろうが青色であろうが、それは納税者の選択権であって、白だから家族従事者の所得を認めなくて当然だというのは、余りにもひど過ぎるというふうに私は思います。

そういう意味では、大口町内にもそういう方々がいっぱいおられると思うんですね。男女平等だけじゃなくて、すべての働く皆さんに対して、当然その労働の対価としての報酬、所得、それを認めるというのは当然のことではないかというふうに思います。

この意見書によって56条を廃止することによって、不正がはびこるというような今論議がありましたけれども、不正をねらって56条の廃止を請願者の皆さんは提出をしているんだというふうにも聞かえるのは、私は甚だ遺憾だなあというふうに思います。一生懸命働いているわけですので、家族従事者の皆さんの所得も認めてあげることですので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（倉知敏美君） そのほか御意見は。

(挙手する者あり)

○委員長（倉知敏美君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 今、田中委員からもいろいろと説明をいただきました。私も、その昔というわけじゃないですけども、事業を興しまして、何年か白色で事業をやったわけでございますが、なか

なかこちらの言い分が認めていただけなんだと。そんなことをしながら七、八年続けたわけですが、当時、私も青色申告ということをお勧められましたし、また勉強しますと、なかなか記帳が細かく大変なこともよくわかりましたが、そうしたことをやっぱりきちっとして申告ができるということで、私もその方面に進んでいき、最終的には源泉徴収票で、そんなことも勉強させていただいて、そして事業をやるうち議員をやりまして、すぐに廃業しましたけれども、そんなことでやってきた経験がございます。

だから、きょう大勢の皆さんが来ておっていただきますが、なるほどということもございますけれども、とりあえず青色申告制という制度がありますので、先ほど副委員長からお話がありましたように、私も申しわけないこととございますけれども、不採択ということに賛成をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（倉知敏美君） そのほかよろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（倉知敏美君） それでは、御意見もないようですので、採決に入りたいと思います。

請願第2号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願書につきまして、採決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択すべきものと決定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前 9時54分）

○委員長（倉知敏美君） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

（午前 9時55分）

○委員長（倉知敏美君） 次に、付託されました議案の審査の方に入りたいと思います。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。付託されました議案につきましては、既に本会議で説明を受けております。この際、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。

それでは早速、最初の議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてから質疑に入ります。

何かありませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 人事院の勧告が出て、大口町だけが実施を1年も先延ばしをして、勤務時間が15分間多く働かされていたというのは甚だ遺憾であります。なぜ他の自治体と同じように実施時期をきちんとそろえることができなかつたのか、それが第1点です。

第2点は、よくわかりませんのでお伺いしますが、特別休暇、子の看護休暇や配偶者の出産休暇や育児参加休暇、先進ヨーロッパ諸国では、同一労働同一賃金が当たり前になっていて、短時間労働者だから時間当たりの賃金が低くて当然だというのが日本の実態や大口町の役場の実態、そういう実態は大変な誤りだということで、既にそれが常識になっているんですけども、日本はILO関係の条約などもろくに批准をしていないという、先進国の中では異常な働き方が民間でも公共役場でも行われているところです。今言った特別休暇などについては、短時間労働者、パート勤務の皆さんはどういう保障になっているんですか、今度の改正で何か変化があるんでしょうか。その2点です。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 二つ御質問いただきまして、最初の方の、どうしてことしの4月1日から施行せんかったかというような趣旨の御質問であったかと思いますが、まずこの近隣の状況では、本議会でもお伝えさせていただいたと思いますが、小牧、江南、犬山についてはお昼のお休みが、施行する前、45分で休憩が終わって、45分から就労という形になっておりましたので、ちょうど大口の現行1時までの休憩時間という形と合わせられるということで、短縮をお昼に持ってこられたというのが、運用上大きな、適用しやすい現状があったというのが一つあります。大口、扶桑については、もう既に以前からお昼の休憩時間を1時までということで設けておりました。したがって、15分短縮は、質疑の中にありましたように朝に設けるか夕方に設けるかの選択という形になってまいります。そういう中で、夕方という形で選択させていただいたわけですが、11月27日の臨時議会でも御質問いただいた中で、住民サービスの視点で、すぐの施行についてはいかがなものかという一番大きな理由がございまして、施行について、若干そういう視点で実質おくれたという形になってまいります。すぐ人勧が出たものを適用していくことに対して、住民サービスの低下が発生してくるということで、ちょっと思いとどまっておったという状況がございまして、その2点について御理解を賜りたいということを思います。

それから二つ目の、資料にございます4番目の特別休暇の臨時職員の方々等に対してのいろんな保障については、現在ないわけがございまして、近隣の状況も今確認させていただきましたらないというような形でございまして、これについても今後検討していく視点ではないかなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

(挙手する者あり)

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 職員の皆さんも大変なんですけれども、住民サービスの低下を招くことなく、自分たちの勤務形態を工夫することは不可能ではないというふうに思うんです。民間で早出・遅出なんていうのは当たり前のことです。ですから、今現状、8時半から5時半まで窓口を開いているわけなんですけれども、労働時間を15分短縮するというに伴って、本会議の答弁によれば、役場の開庁時間を5時半から5時15分に短縮するという方法をとりたいということでもありますけれども、15分の時差勤務をすれば、5時半まで開庁して住民の皆さんに御不便をかけないということは、私は不可能ではないと思うんです。ですから、そういうふうな改正が行われて働く時間が短くなれば、それが即住民の皆さんに対するサービスの低下につながるという発想はいかがなものかと思いますが、そういう工夫はできないんですか。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 確かに時差出勤、それから夏ですと、以前サマータイムということでやられた時期もありましたんですが、現段階ではそういう形での運用というのは考えておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 考えておらないじゃなくて、そういう工夫は民間などでは当たり前になっているんですよ、早番や遅番やそんなことは。職員の皆さんの交代で、出勤時間を15分、交代交代でやれば、それは何か割り増し賃金を払うとか、そういうことが出てきますか。何か不都合が出てきますか。そういうことなしに、開庁時間を現状どおり5時半までやることを考えないじゃなくて工夫をする、それが住民の皆さんに対するサービスを低下させないということですから、工夫の余地はないんですかと言っているんです。現在のところないと言って、そんな簡単に結論づけるんじゃないで、ちゃんと研究すべきじゃないですか、それは。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 町、いろんな各職場がございまして、いろんな形で運用している保育園等あります。一つは、全面的に否定するわけではないんですが、特に今御指摘のある点については、窓口のある課が特に問題になってくるかと思うんですが、限られた人数の中で業務をこなしておりますので、それが即、確かにそういう視点からいけば、おっしゃられることもわからんわけではないですが、実際の運用になってまいりますと、少人数で業務をこなしておるという現状からいきますと、若干そういう支障が出てくるかなという点もございまして、全く検討に値せんわけではないわけがございまして、おっしゃられることもわかりますので、そういう中で、実際そういうサービスの低下を招かないような中で、そういう運用ができないかというのは、一度考えるようには指

示を出しますが、即それに対応できるかどうかというのは、この場ではお答えし切れないというのがございます。

(挙手する者あり)

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） ですから議会では、今まで住民の皆さんの住民票だとか納税証明とか、そういう証明書の発行などあちこち行かなくても、一つの窓口でそういう簡易な証明などを発行できるような総合窓口をぜひ検討すべきではないかということが、議会からは何度も何度も提言されているわけです。今はコンピューターの時代ですから、そういう証明書を発行する程度のことは一元的に一つの窓口でできないわけじゃないと思うんです。そういうことをすれば、多くの人員を配置しなくても、その証明書の発行ぐらいは一つの窓口で全部できるんじゃないですか。そういうことをやっている自治体もあるわけですから、なぜ総合窓口を設けて、証明書類は一つの窓口で全部もらえるというようなことがいつまでたってもできないか不思議でたまらないんですけれども、そういう検討や工夫は今までもやっているんですか、真剣に。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今の御質問ですと、証明ぐらいはというような御質問であったわけですが、実際は来庁されますいろんなお客様の対応の中には、単に証明書の発行だけにとどまらない、いろんな各分野にわたる対応というか、質問等が発生する、処理が発生するということも多かろうと思います。そういう中で、そういう総合窓口の証明書発行だけという視点での窓口の開設という体制というのが、果たして本当にそういう形のものがいいかというのは、以前から御質問いただいている総合窓口のあり方そのものに対しての体制を含めて検討していく点ではないかなというふうに思います。何年も前からそういうことで御質問等いただいて回答をさせていただいているように記憶しているんですが、限られたスペースの関係もございまして、また今言ったような視点もございまして、今すぐそういう体制に持っていくということについてはお答えしかねると。今現状の中での対応で今のところはいきたいというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 民間で働いている皆様は、5時ぐらいまで勤務するというのが普通です。仕事が終わってから飛んでくれば5時半までなら役場に来られたけれども、今度5時15分になると、一々職場を時間休をとったりしなければ役場に来て用事を済ませることができないということになるんです。

今住民サービスを、証明書類ぐらいは郵便局で出すとか、あるいはコンビニでも出せるようにするというので、先進的な自治体はいろんな工夫をやっているわけですよ、住民サービスをもっと拡大

しようということで。大口町には特定郵便局も二つあって、そこが何時まで開いているかわかりませんが、緊急の窓口は日曜日でも土曜日でもやっているんじゃないかなと思いますけれども、いずれにしても、ちょっとお役所仕事で勤務時間が短くなったから、住民の皆さんにそれだけ不便かけて当然だという発想は時代に合っていないと思うんです。いろんな意味で、証明書類ぐらいはいつでも出せるような、といっても電子請求する人はいなくて、あんなシステムは物すごい無駄だったというような報道もありますけれども、いずれにしても、住民の皆さんに御不便かけないような検討を、職員の勤務時間が短くなったらしょうがないんだというような簡単な態度じゃなくて、真剣にやらなければ、これはお役所仕事だなというふうに住民の皆さんがとってしまうおそれがありますから、勤務時間が短縮になっても、住民の皆さんに御不便をかけないような工夫を真剣にすべきだということに改めて指摘をして、実施は来年の4月からということですから、まだ時間はありますので、きちんと真剣な検討をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（倉知敏美君） 答弁よろしいですか。

○委員（田中一成君） 今のところその念頭がないというんだから、答弁のしょうがないでしょう。

○委員長（倉知敏美君） そのほかの御意見、御質問はありますでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 宇野委員。

○委員（宇野昌康君） 今田中委員がおっしゃることはわからなくてもいいです。せっかく新しい町長、副町長が誕生して、そういう機会にやれるやらん、急にやるということは別として、努力をしましよということぐらいの言葉は出さんと、総務部長も新しく就任されたばかりで、同じようなことを引き継いでもらっては新しい町政と言えん、これは。だから、きょう顔ぶれを眺めても、何か元気がない。新しい正・副町長が誕生したんだから、もっと元気よくやってもらわないかん。半分目を閉じておるということは、町長にも言うておきたいけれども、前町長は目をつぶっておらしたが、あれは寝ておるかかわからんけれども、目をあけてなるほどということで、やっていただかんと、こちら質問もしにくくなるもんで、だらっとしてもうやめようかなということになる。これだけは本当にお願ひしておきたいと思ひますよ。

実際的にそうじゃないの。国ももう政権交代して、そうしたら今の状況は、自民党とも民主党とも何も変わらんような同じような議会の流れ、片方退場して片方やられるということだけ、そういうことのないように、せっかく新しい森町政ができましたので、しっかりと前向きな考え方で進んでいただきたい。

これからもまた、眺めておって、できんともう一遍質問したいと思ひますので、きょうは要望だけにしておきます。町長、何か発言があつたら願ひしたいと思ひます。

○委員長（倉知敏美君） 町長。

○町長（森 進君） 元気がないと言われるとちょっとショックだなあと思ったんですけども、実は今回、88号で提案させていただいている議案につきましては、どうも質疑の中でお聞きをしておると、大口町だけがという感じに受け取れるわけですけども、実はそういうわけではなくて、先ほども総務部長がお話をしましたように、実は前段がございまして、昼休みの休憩時間を45分という形でずうっと就業時間を決めておったところが、おしりの時間をなぶらなくても、今まで15分短縮、本来1時間とらないかんものも45分でやっておったところは、執務時間をさわらなくもできたわけなんです。

大口町は、以前同じような方法でやっておったんですけども、昼の休憩時間を45分から1時間にしました。それで5時半に執務時間を延ばしたという経過が実はございまして、これは大口町だけではございません。そういう中で、今回、20年の人事院勧告で15分、8時間を7時間45分に短縮するという勧告が出まして、それは21年4月1日から実施をするということで勧告が出たわけです。大口町は、今言ったように、先ほどから苦しい答弁をしておるわけですけど、その15分を短縮することによって、今まで5時半間際に役場の窓口へ見えたお客さんの対応についてどうするんだというのが正直ネックになりまして、ここまで条例の改正の提案について踏み切れなかったという経過がござい

しかし、近隣の町、あるいは一部事務組合においても、この9月、あるいは12月にこの勤務時間の短縮の条例改正が提案されてきた経過もありますので、大口町としても、一部事務組合等との均衡を図る上で、やはり21年の人事院勧告に沿った形での勤務時間の短縮を今回提案をさせていただいておりますが、今までの大口町の窓口でもそうですけれども、5時半になってシャッターがおりて、もう一切受け付けませんというような形で住民の方に対応してきたわけではございません。そういう中で、あとは議員さんの良識的な判断で、私どもとしても、住民の皆さんにサービスの低下にならないようなことをまず第一義に窓口等での対応をさせていただいておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

私どもも、質問されました田中委員さんと同じように、住民の皆さんへのサービスの低下にならないようにということをまず第一義に考えております。そういう中で、人事院勧告にありました勤務時間の短縮についても尊重して、今回、条例改正をお願いしたということですので、ひとつよろしくお

○委員長（倉知敏美君） そのほか。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 吉田委員。

○委員（吉田正輝君） 5時15分で終わるとするのは町民の皆さんに差し支えがあるということですが、朝8時半を8時45分にするというのは、またこの間の答弁でも何か、朝早く見える方があるというこ

とも言うてみえましたが、これは先ほどもちよっと出ましたけど、昼の休憩時間を45分にする、15分短縮するということは、そうすると前後に対しては何も影響がないんですけど、そういうことは検討されたことがありますか。

○委員長（倉知敏美君） 町長。

○町長（森 進君） 御承知のように、休憩時間15分とりなさい、休憩時間は45分とりなさいというのがあるんですね。それを以前、5時15分から5時半にしたときに、きちっと法律に準拠した形で整理をしたんです。それで5時半になったんです。ですから、休憩時間45分とるところに15分の休憩時間を入れて1時間、それで15分延ばしたんですよ。ですから、これを45分にするということは、どこかで休憩時間をとるということをやらないかんもんですから一緒なんですわ。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 吉田委員。

○委員（吉田正輝君） ということは、休憩時間は1時間は絶対とらないかんという規則があるんですか。

○委員長（倉知敏美君） 副町長。

○副町長（大森 滋君） 1時間というか45分でいいんですが、実態として、45分では職員はきついんですね。12時に休憩に入って45分で戻ってくるというのは、非常に実態としてきつい状況があったので、1時間をとったという状況があるんです。ですから、それをやるとかえって、5時15分で15分勤務時間が短くなるという一方でそういうことをやれば、休憩時間が非常に厳しい条件になってくることがあったと思うんですね。だから、職員の勤務条件がむしろ厳しい状況になってくるといことも一方ではある、そういうこともやっぱり考えていきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 吉田委員。

○委員（吉田正輝君） それはわかりますけど、厳しいというのはうちへ食べに行くとか、そういう方のことか。そういうことであれば弁当を持ってこればいいとか、そういうことになってくるもので、その辺のところはどうか。

○委員長（倉知敏美君） 副町長。

○副町長（大森 滋君） 朝弁当を持ってこればいいということは強制できる話ではないですし、それを仮に徹底すれば、また女性の職員なんかはむしろ厳しい条件が出てくるということですので、やっぱり全体の中で考えていくということが、労働条件の場合は必要なのかなということも思いますけれども。

○委員長（倉知敏美君） 町長。

○町長（森 進君） 休憩時間と休憩時間があつたというお話をしたんですけども、どうもそれは

違うようですから、今確認しますと。ただ、休憩時間というのは、執務場所を離れてもいいという前提があるんですね。ですから、休憩時間があつたときは、休憩時間は本当に休息でその場所を離れずにといいことなんですけれども、休憩時間は、今言うように弁当を持ってきて職場を離れてはいかんよという話ではなくて、休憩時間というのは職場を離れてもいいよという前提があるんです。ですから、先ほど副町長が言ったように、弁当を持ってきておりなさいという強制は難しいということなんです。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 吉田委員。

○委員(吉田正輝君) いやいや、それはうちに食べに行く人たちはきついというふうに、それは確かにそういう人はきついと思うけど。

その辺のところは皆さんが考えればいいということで、遠いところへ食べに戻っていく人は、食べたらずぐにまた帰ってこないかんで、確かにきついと思うんですけど、5時15分になって、町民の方に気の毒だ、迷惑をかけるということを言われるもので、そういうことを言うだけで。

○委員長(倉知敏美君) 副町長。

○副町長(大森 滋君) ちょっとまとめさせてもらおうと、5時30分を5時15分にすると、その15分がサービスの低下になるというような話を議論していますけれども、全体を考えると15分の問題でもないような気がするわけですね。5時半であればいいのかという、15分だけの問題ではないという気がします。

実は、今若手の職員で事務改善プロジェクトというのをやっておるんですけども、これは一人一品運動とかそんなこともやっています、要するに、はさみなんかを二つも持つとか、ホッチキスを二つも持つとか、みんな余ったものを回収して、それを与えていくと。新しい消耗品は極力買わないようにするというような運動をしていますが、そういったプロジェクトの一環で、住民サービスの改善についても検討しておるということですので、そういった中で方向性が出せれば、5時15分か5時30分かという15分の話じゃなくて、方向性が出せればと考えておりますので、よろしく願います。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 吉田委員。

○委員(吉田正輝君) ちょっと今、事務改善でやると15分の延長とかそういうことも考えられるということ。事務改善も結構なことですが、企業と思うと20年おくられているんですよ、行政は。そんなことはもうとっくにやっていると。僕らもやられたんですけど、全部重役が回ってきて引き出しをあげさせて、5本も6本も持っている人はみんな取り上げられてしまって、そういうことをやって、もう絶対に経費を使わんということをやったんですよ。もう二十何年前です。それは本当にいいことですが、

それをやるとそういうことも浮かんでくるとかという話。

○委員長（倉知敏美君） 副町長。

○副町長（大森 滋君） そうではなく、そういうこともやっておる事務改善プロジェクトの中で、住民サービスについての検討もしておりますので、そういったところで、15分の問題じゃなく、もう少し広い目で住民サービスの向上という視点で検討しておるということで、御理解いただきたいと思えます。

○委員長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） ほかにないようですので、採決の方に移りたいと思います。

議案第88号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成ですので、議案第88号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について質疑に入りたいと思います。

何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） ないようですので、採決の方に移ります。

議案第89号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成ですので、議案第89号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）について質疑に入ります。

所管が機構改革以降ちょっとややこしくなっておりますが、もし外れていましたら御指摘があるかと思えますので、遠慮せずにとどん御質問いただければいいと思えます。

それでは、御質問ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） ないようですので、採決の方に移ります。

議案第90号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第7号）（所管分）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成ですので、議案第90号は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） ないようですので、採決の方に移ります。

議案第92号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成ですので、議案第92号は可決すべきものと決しました。

最後に、議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） こういった市町村合併などの影響を受けて、退職組合の基金などの減少によって支障を来すというようなことは今のところないのでしょうか。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 最新の情報を今聞いておらないのでいかんわけですけど、私の記憶ですと3年ぐらい前ですか、退職手当組合の方から今後のこういう状況を踏まえたシミュレーションのもとで掛金率、1,000分の150ですが、来年度1,000分の160というようなことで、負担率の見直しをということで、長期とは言えないかもしれんですけど、中期的な視点の中で見越して負担率の改定の計画がもう既に立ててあるみたいですので、そういう中で、さらにこういう予定していない合併等の中で脱退されたというようなことで出てくると、組合の運営に支障が生じてくる可能性も出てくるかもしれませんので、その辺は退職手当組合が考えてみえておると思うんですけど、数年前ではそういう中で、将来の見込みを立てて、改定の計画を立てておるという状況は聞いております。

○委員長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（倉知敏美君） ほかに御発言もないようですので、採決の方に入ります。

議案第93号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成ですので、議案第93号は可決すべきものと決しました。

以上で、今回、当委員会に付託されました請願及び議案の審査は全部終了いたしました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会とさせていただきます。

（午前10時30分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務建設常任委員会

委員長

倉知敏美